



【1…授業等におけるいじめの未然防止等のための対応策】

- ・このエリアの内容を教職員が研修及び授業等で実施等することにより、いじめを未然に防止する土台を築く。他に、**生徒が教職員に相談できる人間関係作りも併せて行っていく！**

【4…定期的及び緊急学校いじめ防止対策委員において
いじめの重大事態に該当されると判断された事案への対応】
・いじめ防止対策推進法第二十八条に該当する事案はこのエリアの
対応を行う。生命等に関わる事態も考えられるため、対応を迅速、
かつ的確に行うための流れを示してある。
※教職員はこの流れを各自で把握し、緊急時に管理職及び生活指導主任に指示
にて適切に動けるようにしておべ。

- ・生徒を見守る視線
- ・いじめに気付く方法
- ・いじめの発見する視点
- ・いじめの情報を得る方法
- ・いじめの予兆等の情報共有 等

【2…緊急学校いじめ防止対策委員会の招集、開催】
・定期的な学校いじめ防止対策委員会で認知等できなかつた
事案に対し、**緊急に委員会のメンバーを招集し、いじめの対応**
を行う流れをこのエリアに示してある。
※教職員はこの流れを各自で把握し、緊急時に管理職及び生活指導主任に指示にて適切に動けるようにしておべ。

【3…定期的に行われている学校いじめ防止対策委員会の確認】※生活指導部会、各学年会内に設置

- ・いじめに関わると考えられる事案について、些細なことでも定期的に情報共有を図る内容を示すエリア。（本校は定期的に情報共有することをいじめの未然防止等の最大と対策とする。）